

◎新潟県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 上越都市計画道路
- (2) 名称 3・3・4号 飯門田新田線
3・4・14号 西福島下吉線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・3・4号 飯門田新田線
 - ア 追加する部分
上越市高土町受地の一部、大字上島の一部
 - イ 削除する部分
なし
- (2) 3・4・14号 西福島下吉線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
上越市日之出町の一部、西福島の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和3年1月5日
至 令和3年1月19日
- (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）
上越市都市整備部都市整備課計画係
 - ウ 上越市浦川原区釜淵5番地（〒942-0393）
上越市浦川原区総合事務所建設グループ
 - エ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）
上越市柿崎区総合事務所建設グループ
 - オ 上越市板倉区針722番地1（〒944-0192）
上越市板倉区総合事務所建設グループ

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号を（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても）記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和3年1月19日（火）（必着のこと。）